

発行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

蚕糸会館6階

電話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507

<http://www.cbcl0.com>

千葉中央法律事務所

ニュース

(題字・童話作家 故斉藤隆介氏)



コロナ危機と憲法

新型コロナの感染拡大のもと、国民はいま大きな危機に直面しています。

国が感染拡大防止にむけた最大・最速の措置を講ずるべきであることは言うまでもありません。いまほど政治の役割が求められているときはないのです。

人びとの「いのちと暮らしを守る」ことこそ政治に課せられた最大の課題だからです。

私たちは、コロナ危機からの打開の道、それは日本国憲法の原則と理念を生かすことだと考えます。

憲法前文には「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。

軍事費を削ってコロナ対策に、人びとの暮らしに生かす、これこそ憲法9条をはじめ憲法の理念にかなうもの。憲法13条(個人の尊厳)、25条(生存権)、29条(財産権)、27条(働く権利)、26条(教育を受ける権利)などなど憲法の原則、精神を具体的に生かすことこそ政治の使命なのです。

この間、この国の政治が「新自由主義」「市場原理主義」が横行するなかで、医療や福祉の切りすてが進みました。経済効果を最優先し、公的医療を縮小し、保健所の統廃合など公衆衛生の後退が、感染症に弱い社会をつくる結果になっていると思います。これは「国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めた憲法25条2項に明らかに反するのではないのでしょうか。

私たちは、今あらためて訴えます。コロナ危機の打開の道は、この国の政治を憲法を生かす方向に抜本的に変えることだと。

ところが安倍首相は9条に自衛隊を書きこむことなど「明文改憲」に固執し、憲法審査会で「安倍改憲案」の提示と審議入りを執拗に求めています。とりわけ、「緊急事態条項」創設を突破口にしようとしています。コロナ対策としての緊急事態宣言と憲法上の「緊急事態条項」とは全く異質なもの。「火事場泥棒」と批判されているのも、もったもです。

コロナ危機の今こそ、憲法の先駆性を生かすこと、危機に乗じて「憲法改正」の突破口を開らくなど、絶対に許してはなりません。

この間、コロナ禍のもと皆様におかれましても、様々なご苦勞が続いていることと推察します。事務所も、必要な感染防止対策を様々講ずるなかで皆様にも多大なご迷惑をおかけしてまいりました。「コロナ危機」はしばらく続くでしょう。しかし、人類はこれまで様々な危機や困難を乗り越えてきた歴史をもっています。

今、私たちには日本国憲法という、この国の未来と前進を示す指針があります。

コロナ後の社会が大きく変化するきざしも見えています。それが人々の幸せに結びつくものであることをねがい、あわせて皆さまのご健勝を祈りながら、引きつづくご支援をお願いし、2020年夏のごあいさつといたします。

千葉中央法律事務所

弁護士 高橋 勲 弁護士 高橋 高子 弁護士 白井 幸男 弁護士 守川 幸男
 弁護士 藤野 善夫 弁護士 岩橋 進吾 弁護士 井出 達希 弁護士 島貫 美穂子
 弁護士 田村 陽平 弁護士 土居 太郎 弁護士 広松 大輝 事務局 一同